

第1回利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議

◆開会

<規約等の確認>

○河川調査官

定刻となりましたので、ただいまより「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議（仮称）」を開催させていただきます。私は、本日の進行を務めさせていただきます、事務局関東地方整備局河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それではまず、お手元に配付しております資料のご確認をさせていただきます。まず、一番上に「議事次第」、次に資料1-1『「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議（仮称）」の設置について』、その下に、資料1-2「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議規約（案）」以上が、本日の前半部分の資料ですが、資料に過不足ございませんか。それでは、開会にあたりまして、関東地方整備局河川部長の泊よりご挨拶申し上げます。

○河川部長

国土交通省関東地方整備局河川部長を拝命いたしました泊です。よろしくお願いいたします。今日は皆様、大変ご多忙の中、当会議にご出席いただきましてまことにありがとうございます。改めてまたご挨拶する時間が後ほどございます。ひとまず、この場におきまして、規約等についてご確認をいただきますので、貴重なお時間をちょうだいいたしますが、本日はよろしくお願いいたします。

○河川調査官

まず、最初に本会議の規約について確認させていただきたいと思います。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○河川計画課長

河川計画課長をしております荒川です。座って説明させていただきます。資料1-1、1-2を用いて説明させていただきます。まず1-1ですが、「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議（仮称）」の設置について、資料を配らせていただいています。読ませて頂きますが、国土交通省関東地方整備局では、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）の策定にあたって、河川法第16条の2第5項に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち、関係都県に「利根川・江戸川有識者会議」のオブザーバーとして参画いただいているところです。利根川流域は1都5県にまたがり、河川整備計画の策定にあたっては、広域的な治水バランス等について調整が必要となり、情報共有体制の充実が求められております。この点を踏まえ、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と、1都5県の皆様とにおいて、相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深める

ために、新たに「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議（仮称）」を設置するものです。

つづきまして、規約の説明に入らせていただきます。資料1-2をご覧ください。「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議規約（案）」を配らせていただいております。第1条の名称ですが、本会は、「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」（以下「会議」という。）と称する。第2条の目的ですが会議は、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係都県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。第3条の組織ですが、会議は、別紙で構成される。後ろのページを開いていただくと、別紙に利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議の構成としまして、茨城県土木部長様、栃木県土木整備部長様、群馬県土木整備部長様、埼玉県土木整備部長様、千葉県土木整備部長様、東京都建設局長様、及び国土交通省関東地方整備局河川部長によって構成されます。2として、関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容の説明を行う。3として、関係都県は、会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。4として、関係都県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。第4条の情報公開ですが、会議は、原則として公開する。2として、会議に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物の生息場所等を示す資料など、公開をすることが適切でない資料等については、会議の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。第5条の事務局ですが、会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。2として、事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。第6条の規約の改正についてですが、この規約を改正する必要があると認められるときは、会議で協議する。第7条のその他として、この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。最後に附則をつけておりますが、この規約はご了解をいただいた後、平成24年9月マル日から施行する。とさせていただきます。以上でございます。

○河川調査官

それでは、ただいま説明をさせていただきました「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」、同じく「規約」について、質問、ご意見等あればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○河川調査官

それでは、異議なしと言うことでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○河川調査官

ありがとうございます。それでは、異議なしと言うことで今回事務局から提案させていただいた原文のとおり承認されたとして、規約の（案）、会議名の（仮称）を取らせていた

できますので、よろしくお願いします。それでは、ただいま定めました規約にもとづきまして、以後の会議は公開とさせていただきます。15時30分から隣の共用大会議室501に移動して再開させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

<会場を移動し再開>

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。先ほど構成員の皆様と規約等について決めましたので、引き続き利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議の議事を進行したいと思います。私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局の関東地方整備局河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、お手元に配付してございます資料の確認をさせていただきます。まず議事次第、それから構成員名簿、資料1-1「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」の設置について、資料1-2、利根川・江戸川整備計画関係都県会議規約、資料2は資料2-1から2-4までの4種類でございます。以上となりますが、配付漏れ等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。よろしいでしょうか。それから、記者発表の際に会議の公開をお知らせいたしました、カメラ撮りにつきましては冒頭部分のみとなっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、続きまして、本日の出席者のご紹介をいたします。茨城県土木部長様の代理で、技監（総括）・宇野光義様でございます。

○茨城県土木部長代理

宇野でございます。よろしくお願いします。

○河川調査官

それから、栃木県県土整備部長様の代理で、次長の福田一郎様でございます。

○栃木県県土整備部長代理

福田でございます。よろしくお願いします。

○河川調査官

それから、群馬県県土整備部長の代理で、河川課長の荒井唯様でございます。

○群馬県県土整備部長代理

荒井です。よろしくお願いします。

○河川調査官

埼玉県県土整備部長の岩崎康夫様でございます。

○埼玉県県土整備部長

岩崎と申します。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

千葉県県土整備部長の代理で、河川整備課企画調整室長の渡邊浩太郎様でございます。

○千葉県県土整備部長代理

よろしくお願いいたします。

○河川調査官

東京都建設局長の代理で、河川部長の邊見隆士様でございます。

○東京都建設局長代理

邊見でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

続きまして関東地方整備局でございますが、河川部長の泊でございます。

○河川部長

泊です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

広域水管理官の加藤です。

○広域水管理官

加藤です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川情報管理官の富岡です。

○河川情報管理官

富岡です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

地域河川調整官の高橋です。

○地域河川調整官

高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川計画課長の荒川です。

○河川計画課長

荒川でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

それから、流域・水防調整官の酒井です。

○流域・水防調整官

酒井です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

それから、最後になりますが、私、河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。今回、テレビ傍聴会場への中継などのために、本会場内でビデオカメラ等による撮影を行っておりますので、ご了承ください。また、取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております取材または傍聴にあたっての注意事項に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行にご協力いただきますようお願いいたします。なお、議事の進行に支障を与える行為があった場合には、申しわけございませんが、退室いただく場合がございますので、ご承知おきいただきたいと思います。

◆挨拶（関東地方整備局）

○河川調査官

それでは、開会にあたりまして、関東地方整備局河川部長の泊よりご挨拶申し上げます。

○河川部長

国土交通省関東地方整備局河川部長の泊でございます。本日は、ご多忙の中「第1回利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」にご出席いただきありがとうございます。利根川の河川整備計画に関しましては、学識経験を有する方、関係する住民、地方公共団体からご意見をお聴きするよう、平成18年頃から様々な取り組みを進めてまいりました。例えば、利根川・江戸川有識者会議を平成18年に設置し、平成20年までに4回開催させていただきました。河川整備計画の基本的な考え方を公表してきたところですが、さまざまな意見があり、左右岸・上下流のバランス等を踏まえた河川整備計画のたたき台等について検討をしておりました。その後、平成21年度に、全国のダム事業の検証を行うこととされたことを踏まえまして、関東地方整備局においても八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めさせていただきました。八ッ場ダム建設事業の検証においては、「河川整備計画相当の目標流量」の設定等を行い、河川法第16条の2に準じて学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長等の意見を聴き、これらを経て、平成23年12月に八

ッ場ダム建設事業に関する対応方針を決定がなされたところです。また、八ッ場ダムの検証と並行して、利根川の基本高水の検証を行いました。利根川の基本高水の検証については、国土交通省がみずから行いましたが、学術的な評価を日本学術会議に平成23年1月に依頼し、9月に同会議から回答をお示しいただきました。私ども関東地方整備局といたしましては、これらを踏まえ、河川整備計画の策定作業を早急に進めることし、「利根川・江戸川河川整備計画」の策定に当たっては、今後20年から30年間で目指す安全の水準に対応する「治水対策に係る目標流量」を設定することとしております。具体的には、改めて、利根川・江戸川において今後20年から30年間で目指す安全の水準について、河川管理者としての考え方をお示しし、関係する住民の皆様のご意見をお聴きし、ご意見から得られた論点及びそれに対する河川管理者の見解を整理した上で、それらの情報をもとに、学識経験を有する者や関係都県のご意見を聴いて設定することとしております。なお、「利根川・江戸川河川整備計画」は、「治水対策に係る目標流量」を設定した上で、その目標流量に対する具体的な施設計画を含む案を提示するなどの段階を経て、決定することとしております。1都5県の皆様には以前より「利根川・江戸川有識者会議」のオブザーバーとして参画いただいているところですが、利根川・江戸川の流域は1都5県にまたがり、河川整備計画の策定に当たっては、広域的な治水バランスなどについて調整が必要となります。この点を踏まえまして、この度、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と1都5県の皆様において相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深めるために新たに「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」を設置することといたしました。本日は、意見募集のご意見から得られた論点及びそれに対する河川管理者の見解を整理した結果をお示しして、検討内容の認識を深めてまいりたいと考えております。皆様には、貴重なお時間をちょうだいいたしますが、本日は、どうぞよろしく願いいたします。

○河川調査官

まことに申しわけございませんが、カメラ撮りにつきましてはここまでとさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

(カメラ退室)

◆議事

それでは、議事を進めたいと思います。お手元にお配りしてございます議事次第に従いまして進めてまいります。議事次第の第3、第4について事務局より説明をいたします。

○河川計画課長

河川計画課長をしています荒川と申します。座って説明させていただきます。

それでは、まず議事次第の3、規約について説明させていただきます。お手元の資料は資料1-1と1-2をごらんください。

まず、1-1でございますが、「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」の設置とい

うことで趣旨が書いてございます。国土交通省関東地方整備局では、利根川水系利根川・江戸川河川整備計画の策定にあたって、河川法第16条の2第5項に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち、関係都県に「利根川・江戸川有識者会議」のオブザーバーとしてご参加いただいているところでございます。利根川流域は1都5県にまたがり、河川整備計画の策定にあたっては、広域的な治水バランス等について調整が必要となり、情報共有体制の充実が求められている。このような点を踏まえまして、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と1都5県において、相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深めるために、新たに「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」を設置するものであると資料に記載させていただいております。

続きまして資料1-2、規約について説明させていただきます。

名称としましては、第1条「利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議」と称するとさせていただきます。第2条、目的につきましては、先ほど説明させていただきました内容を記載させていただいております。また第3条、組織につきましては、別紙に本会議の構成員の名簿をつけてございますので、この構成員で進めさせていただきたいと思っております。また第4条、情報公開に関する事項でございますが、会議は原則として公開する。また、稀少野生動植物等を示す資料などを公開することが適切でない資料等については、構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる旨規定してございます。また、第5条から第7条につきましては事務局及び規約の改正、その他事項は記載のとおりでございます。附則を書いてございますが、先ほどご了解いただいたので、平成24年9月24日、本日から施行するとさせていただきます。議事次第3の規約については以上でございます。

続きまして、議事次第の4、治水対策に係る目標流量について引き続き説明させていただきますと思います。

資料につきましては、まず2-1をご準備いただけますでしょうか。資料2-1でございますが、利根川・江戸川において今後20から30年間で目指す安全の水準についての考え方という資料をご説明させていただきたいと思っております。

資料2-1につきましては、利根川・江戸川河川整備計画の策定にあたりまして、利根川・江戸川における今後20から30年間で目指す安全の水準について、河川管理者としての考え方を先般公表させていただき、5月25日から6月23日までの間、関係する住民の皆様に対して意見募集をさせていただいた際につけている資料でございます。

内容について説明させていただきます。

1ページの四角枠で囲ってある要旨をごらんください。要旨としまして、我が国の社会経済活動の中枢を担う首都圏を流れる利根川・江戸川の氾濫域には人口・資産が高度に集積しており、利根川・江戸川の重要性を考慮すると、今後20～30年間で目指す安全の水準は、全国の他の河川における水準と比較して相対的に高い水準、年超過確率で申しますと、70分の1から80分の1とすることが適切であるとの考え方を示してございます。

具体的な考えにつきましては、その下に1、2、3と太字で記載している部分でございます。まず、1の部分でございますが、整備計画の策定にあたりまして、その目指す安全の水準を設定することとしているとしており、その下に小さい文字で箇条書きで書いてい

る部分でございますが、整備計画に係る制度やこれまでの経緯等を1ページから2ページ記載してございます。

また、3ページ、右斜め上の部分でございますが、2. 現在の利根川・江戸川の状況と安全の水準として、黒い部分でございますが、我が国の社会経済活動の中核を担う首都圏を流れる利根川・江戸川の氾濫域には、人口・資産が高度に集積している状況を記載してございます。その下の小さい部分には、それに関する考え方等の状況をより詳しく記載させていただいております。また、そのページの3をごらんください。利根川・江戸川において今後20から30年間で目指す安全の水準（案）について記載してございます。利根川・江戸川の重要性を考慮すると、安全の水準としましては、全国の他の河川における水準と比較して相対的に高い水準、年超過確率70分の1から80分の1とすることが適切であると考えるところとして、河川管理者の考え方をお示ししています。その理由につきましては、3ページ一番下の1ポツでございますが、全国のいわゆる直轄管理区間の河川整備計画においては、戦後最大の洪水を目標として目標流量を設定していることが多く、その規模はおおむね年超過確率20分の1から70分の1の範囲となっていること。

また、次のページでございますが、2つ目の箇条書きの部分でございます。整備計画において目指す治水安全度は、首都圏を抱える利根川水系の社会・経済的重要性を考慮し、全国の他の直轄河川における水準と比較した場合に、相対的に高い水準を確保することが適切であるということ、また3ポツに、この考え方に基つきまして、河川整備の実現可能性等を考慮して検討を行い「利根川・江戸川河川整備計画」において目指す治水安全度、八斗島地点についてですが、年超過確率でいいますと、70分の1から80分の1と設定することが妥当であると考え、この年超過確率に相当する流量を算出すると、17,000 m³/sとなると記載してございます。資料2-1については以上でございます。

続きまして、資料2-2をご紹介します。資料2-2、A4判の横の資料でございますが、こちらは利根川・江戸川において今後20から30年間で目指す安全の水準についての考え方に対する意見募集についてという資料でございます。先ほどの2-1につきまして記者発表を行い、5月25日から関係する住民の皆様に対して意見募集をさせていただきました。表紙に書いてございますが、93名の方々からご意見をいただき、そのいただいた意見につきまして転記させていただいたものを2ページ以降につけさせていただいております。また、1枚開いた1ページには意見の募集の概要ということで、募集の期間、いただいた意見の属性について記載してございますが、資料の説明は省略させていただきたいと思っております。

続きまして、構成員の皆様にはA3判で配っております資料2-4をご用意いただけますでしょうか。資料2-4でございますが、関係する住民の皆様よりいただいたご意見とそれに対する河川管理者の見解というタイトルの資料でございます。こちらにつきましては、先ほど2-2で紹介しました関係する住民の皆様よりいただいた意見とそれに対する河川管理者の見解について取りまとめた資料でございます。まず、その際、この資料の作成にあたって、できる限りわかりやすくご説明するという観点から、いただいたご意見についてその観点を整理した上で、河川管理者の見解を示させていただいているという構成とさせていただいております。1枚開いていただいて、1ページをごらんいただけます。

しょうか。資料の構成としましては、左から2番目の項目でございますが、いただいたご意見の概要があると思います。その太字の部分ですが、いただいた意見を観点としてまとめさせていただき、その下の箇条書きの部分に意見の例を記載してございます。また、右側には河川管理者の見解とございますが、観点ごとに河川管理者の私どもの見解を記載させていただいてございます。また、一番左側の細かい項目でございますが、安全の水準についてと記載がございまして、例えば1-1、今後20から30年間で目指す安全の水準など、1の番号につきましては、安全の水準に関する意見を分類してございます。安全の水準に関しては、1ページから2ページ、3ページまでご意見をまとめさせていただいております。

また、3ページをごらんいただけますでしょうか。3ページにつきましては、一番左側の項目、安全の水準と目標流量の関係についてまとめております。具体的には2-1、目標流量17,000m³/sの算出方法について、2-2としまして流出計算モデルと実績流量の差についてなど、安全の水準と目標流量の関係のご意見について、項目番号2関係としてこのページに整理してございます。先ほどの安全の水準1関係ですとか、この安全の水準と目標流量の関係については後ほど資料2-3を用いて説明させていただきたいと思っております。

続きまして次のページでございますが、4ページをごらんください。4ページ以降につきましては、その他でいただいたご意見の概要を示させていただいてございます。こちらは、今回は今後20年から30年間で目指す安全の水準に対してご意見を募集させていただきましたが、安全の水準以外に対するご意見もいただいておりますので、今回、3のその他で整理させていただき、これについても私どもの見解をできるだけ丁寧にお示しするよう努力してございます。例えば3-1としまして、治水対策に係る目標流量に関する意見募集を行うことについてという観点でのご意見、またその下、3-2としましては八ッ場ダム等の事業を正当化しようとしているというご意見、また3-4としまして利根川・江戸川有識者会議の委員・運営方法などについてという観点でのご意見を掲載してございます。

また、続きまして、次の5ページとしましては、3-5としまして関係住民の意見を反映させる取り組みについて。またもう1枚開いていただきます。7ページでございますと、3-9として超過洪水対策としての耐越水堤防等の対策について、またその下、河川環境等についても検討すべきといったご意見、8ページには、3-12としまして具体的な施設計画（堤防強化、内水対策等）に対するご意見ということで掲載させていただいてございます。また、それに関しまして河川管理者の見解を右側に示してございますが、今回、これにつきましては個別に説明いたしませんので、後ほどごらんいただければ幸いです。資料2-4については以上でございます。

また、資料を戻らせていただいて、資料2-3の関係する住民の皆様よりいただいたご意見から得られた論点及びそれに対する河川管理者の見解の資料をご用意いただけますでしょうか。本資料につきましては、先ほどのA3判の資料2-4のうち項目1関係、安全の水準や項目2関係の安全の水準と目標流量の関係等について整理したものを論点としまして、今回、河川管理者の見解や関連する図表等とともに取りまとめさせていただいたも

のでございます。1ページをお開きいただけますでしょうか。1枚めくっていただいて1ページ上でございます。まず、資料の見方としましては、一番上の枠の論点1-1と記載されている部分でございます。これは先ほどの資料の2-4でお示しいただいた意見の概要のうち、太字の部分を論点として今回掲載してございます。また、その下の枠でございますが、タイトルで論点に関するご意見の例と記載してございます。こちらは意見募集でいただいた個々の例を載せさせていただいております。また、1ページの一番下でございますが、河川管理者の見解と記載してございますが、ここに河川管理者の見解について、私どもの見解について記載してございます。これは先ほどの資料の内容とは変えてございません。また、下の2ページに図表がありますが、関連するものについて図表等を掲載しながら資料を取りまとめております。

それでは、論点ごとに説明させていただきたいと思っております。

まず1ページ、論点1-1としまして、今後20から30年間で目指す安全の水準についてお示ししてございます。論点に関するご意見としては、真ん中の黄色の下の段の四角の部分ですが、「目指す安全の水準」は妥当であるというご意見ですとか、一方、「目指す安全の水準」は過大もしくは過小であるというように、安全水準についてさまざまなご意見をいただいております。これに対する我々の見解としましては、四角の枠のとおりでございますが、全国の河川整備計画においては、戦後最大の洪水を安全に流下させることを目標として流量を設定していることが多く、その結果、整備計画の目標流量の規模はおおむね年超過確率20分の1から70分の1の範囲となっております。そのため、「利根川・江戸川の河川整備計画」において目指す治水安全度は、利根川の社会的・経済的重要性を考慮し、他の河川における水準と比較した場合に、相対的に高い水準として、少なくとも70分の1から80分の1程度以上の安全の水準を確保することが適切であると考えてございます。3つ目のポツですが、この考え方に基きまして、実現可能性等を考慮して検討を行いまして、利根川・江戸川においては、八斗島地点の目指す治水安全度としては年超過確率70分の1から80分の1と設定することが妥当であると考えており、これにより年超過確率に相当する流量でございますが、治水対策に係る目標流量（案）を算出すると、17,000m³/sとなっております。下のページには、利根川水系の状況を入れた想定氾濫区域内の人口ですとか、資産のグラフを掲載してございます。

次に3ページをお開きください。3ページは、論点1-2としまして、近年60年間の最大実績流量を目標とすべきというご意見を掲載させていただいております。

ご意見の例としましては、実績流量は八斗島地点で10,000m³/sであり、これに余裕を見た12,000m³/sから13,000m³/sを目標流量にすべきですとか、治水安全度から決めるのではなく、最近60年間の最大洪水実績流量を目標流量にすべきというご意見をいただいております。これに対する見解としましては、近年60年間の昭和26年から平成22年と仮定した場合、八斗島地点の実績流量の最大値は、下のページにグラフを示してございますが、平成10年の10,590m³/sとなります。2つ目のポツですが、これを年超過確率で示すと、おおむね20分の1から30分の1となります。また、この流量に余裕を見た「12,000m³/sから13,000m³/sを目標流量とすべき」とのご意見ですが、同様に13,000m³/sを年超過確率で示すと、

おおむね30分の1から40分の1となります。今後目指す安全水準に関しましては、先ほど論点の1-1で述べさせていただいており、首都圏を抱える利根川水系の社会・経済的重要性を考慮すると、治水安全度については70分の1から80分の1と設定することが妥当であり、10,000m³/sから13,000m³/sを目標流量とすることは、このような観点から適切ではないと考えてございます。

続きまして5ページをお開きください。論点1-3. 治水安全度を設定する方法をやめるべきとして治水安全度を設定する方法は、それを超える洪水に対して対応できないので、やめるべき等のご意見をいただいております。これに対する見解としましては、河川の整備は、限られた費用や時間の制約の中で計画的に進め、他事業との計画調整等を図る必要があることから、定量的な整備目標を定めて段階的に整備を行うことが不可欠だと考えております。また、「利根川・江戸川河川整備計画」では、整備途上での施設能力以上の洪水が発生した場合や計画規模を超える外力が発生した場合において被害の最小化を図るため、必要に応じた対策について検討を行い、記載する考えであるという考え方を示させていただいております。

続きまして、6ページをごらんください。論点1-4としまして、第4回利根川・江戸川有識者会議で示した治水安全度50分の1と今回示した安全の水準70分の1から80分の1が異なることについてとしまして、これまで治水安全度50分の1、目標流量15,000m³/sと示しましたが、なぜ異なる目標を示すのかというご意見をいただいております。これに対する見解としましては、これまで整備計画を検討した過程で、前回平成20年5月に開催した第4回利根川・江戸川有識者会議において「現在の利根川水系の治水安全度の状況を考慮し、おおむね50分の1の洪水を安全に流下させるように河道の整備と洪水調節施設の整備をバランスよく行うことを考えている」との旨を会議で示させていただいております。その後いただいた流域の地方公共団体等からのご意見、ご要望を踏まえ検討を行う中で、今回は先ほどの論点1-1で述べた考え方により、目指す治水安全度としては70分の1から80分の1、また目標流量として17,000m³/sとすることが適切であると考え、そちらを示させていただいております。なお、平成18年から20年までの間、関東地方整備局においては整備計画の策定についてさまざまな検討を行っており、例えば個別施設の配置に関する検討を行う際に、対象洪水の選定の目安として15,000m³/sという数値を用いたことはございますが、これまで目標流量の案としてこの流量を提示した事実はございませんので、記載させていただいております。

続きまして論点1-5でございます。7ページをごらんください。論点1-5. 現状の利根川の流下能力についてとして、現状の安全の水準を明確にすべきというご意見をいただいております。これに対する見解として、現在の利根川における八斗島地点を含む一連の区間の流下能力については、年超過確率で示すとおおむね30分の1から40分の1となります。また、八斗島地点の流下能力に関していえば、ご指摘のとおり、16,500m³/sを有していますという見解を示させていただいております。

続きまして、論点1-6でございます。カスリーン台風の実績流量についてとして、カスリーン台風の実績流量は約15,000m³/sであり、目標流量17,000m³/sは過大であるというご意見をいただいております。これに関する見解としては、昭和22

年9月洪水カスリーン台風において、八斗島上流の3地点においてピーク流量付近の流量観測が行われており、この観測流量について流下時間の時間差を考慮して重ね合わせた場合の八斗島地点における最大流量の推定値については17,000m³/sとなります。なお、これについては、八斗島上流部において氾濫等により相当量の浸水が生じていたと推定される状態の流量でございます。なお、9ページには、カスリーン台風の実績流量に関する文献として、『カスリーン颱風の研究』より抜粋した資料をおつけしてございます。上記を踏まえまして、今回、安全の水準に関しましては、論点1-1で述べたとおり設定するのが妥当であると考えていますという考え方も示させていただいております。

続きまして10ページをごらんください。論点1-7. 目標流量がカスリーン台風の実績流量を下回ることについてとして、整備目標がカスリーン台風の実績を下回るのは不安であるというご意見をいただいております。これに関する見解としましては、先ほども申しましたとおり、全国の河川では、戦後最大の流量を目標流量として設定していることが多く、結果として、目標流量の規模は全国で20分の1から70分の1の範囲となっております。利根川の場合は、戦後最大洪水は昭和22年9月カスリーン台風となっており、大きな被害が発生した近年の洪水に対する再度災害防止という観点からは同洪水規模を目標とすべきと考えられますが、同洪水の流量は約21,100m³/sと推定され、これは長期的な視野に立って定める河川整備の最終目標である河川整備基本方針規模の整備水準を20年から30年間で達成することを目指すこととなり、現実的には不可能と考えられます。そのため、安全の水準に関しましては、論点1-1で述べたとおり設定することが妥当と考えてございます。安全水準に関する論点は以上でございます。

続きまして、11ページをごらんください。11ページ以降につきましては、番号2としまして、安全の水準と目標流量の関係という観点の論点についてまとめさせていただきましたので、こちらを説明させていただきます。まず、論点2-1としまして、目標流量17,000m³/sの算出方法についてとして、治水安全度70分の1から80分の1は目標流量17,000m³/sに相当するとしているが、科学的な根拠はなく、恣意的な計算によるものであるといったご意見や、基本高水流量の算出に使用した流出計算モデルは、流量が過大に算出されるため問題であるというご意見をいただいております。

これに対する見解としましては、八斗島地点における70分の1から80分の1に相当する流量を算出すると17,000m³/sとなりますが、2つ目のポツでございますが、利根川の基本高水についてはこれまで検証を行ってきており、具体的なデータを点検した上で新しい流出計算モデルを構築し、この流出計算モデル等を用いて、昭和55年の工事実施基本計画の改定時と同様に確率流量の試算等を行い算出してございます。この過程で八斗島地点におけるピーク流量とその年超過確率の関係を求めており、これを用いて今回の17,000m³/sを求めさせていただいております。3ポツでございますが、この利根川の基本高水の検証につきましては国土交通省みずからが行ってまいりましたが、学術的な評価につきましては日本学術会議に依頼させていただき、回答も示されてございます。また、国土交通省が行ってまいりました利根川の基本高水の検証につきましては、「利根川の基本高水の検証について」として取りまとめ、これまでも公表させていただいております。きょう構成員の皆様のお机に配っている白い冊子があると思いますが、そちらもまと

めて、公表させていただいてございます。

続きまして12ページをお開きください。論点2-1の関係について資料をつけさせていただいております。新たな流出計算モデル等につきましては、先ほど申し上げた「利根川の基本高水の検証について」という冊子で取りまとめて公表させていただいておりますが、その概要を12ページ以降にお示しさせていただいております。簡単に紹介させていただきますと、12ページには基礎式を示させていただいております、13ページには流域分割の考え方についてお示ししてございます。続きまして、14ページから19ページまでにつきましては流域定数の設定について示してございまして、例えば14ページには流域定数の設定に用いた洪水ですとか、小流域ごとの流域平均時間雨量に関すること。また、15ページでございますが、流出成分の分離。16ページを開いていただきまして、こちらは初期損失雨量の設定に関すること。また、17ページには f_1 、 R_{sa} の設定ですとか、小流域ごとの有効降雨。また、18ページには流域の K 、 P 、 T_1 の設定について、19ページには流域定数の設定についてお示ししてございます。続きまして20ページをお開きいただけますでしょうか。20ページ以降は流出計算モデルの再現性の検討についてお示ししております。20ページ、21ページでございます。また22ページ、こちらからは新たな流出計算モデルについてお示ししております。検証においては新たな流出計算モデルを行って、昭和55年の工事実施基本計画改定時と同様に、観測史上最大流量と確率流量の計算を総合確率法により計算した計算を実施した内容をお示ししてございます。論点2-1の関係の資料については以上でございます。

引き続きまして3枚ほど開いていただき27ページ、論点2-2. 流出計算モデルと実績流量の差についてとして、こちらの論点を説明させていただきます。意見の例としましては、昭和22年洪水は実績流量 $17,000\text{ m}^3/\text{s}$ としているが、流出計算モデルで再現すると $21,100\text{ m}^3/\text{s}$ になるのはなぜかというご意見をいただいております。これに対する見解としましては、下に書いておりますが、「カスリーン台風の実績流量は $17,000\text{ m}^3/\text{s}$ 」の旨のご指摘ですが、先ほどの論点1-6でもお示ししたとおり、昭和22年9月洪水においては、八斗島上流の3地点においてピーク流量付近の流量観測が行われており、流下時間の時間差を考慮して重ね合わせた場合の推定値は $17,000\text{ m}^3/\text{s}$ となっており、これについては氾濫等により相当量の浸水が生じていたと推定される状態の流量でございます。一方、「カスリーン台風をモデルで再現すると $21,100\text{ m}^3/\text{s}$ 」との旨のご指摘ですが、検証において新たに構築した流出計算モデルを用いてデータ点検後の実績雨量からすべて河道を流下すると仮定し、八斗島地点におけるピーク流量を求めた場合には約 $21,100\text{ m}^3/\text{s}$ となっております。

続きまして28ページをごらんください。論点2-3の総合確率法についてに関するご意見として、例えば総合確率法は科学性が疑われており、治水安全度に対して目標流量は過大であるとか、雨量確率と流量確率が1対1に対応する仮定が不適切なので目標流量は過大であるといったご意見をいただいております。これに関する見解としましては、今回示した目標流量(案) $17,000\text{ m}^3/\text{s}$ は、先ほどの論点2-1のところでも述べさせていただきました確率流量、総合確率法の試算等の過程で求めたピーク流量と年超過確率の関係を用いて求めてございます。総合確率法については、流域の過去の代表降雨波形ご

とに任意のピーク流量が生じる雨量に対する超過確率を算出しまして、その超過確率と降雨波形の生起確率の積を求め、すべての降雨波形にわたって加算していき、そのピーク流量の超過確率とし、さまざまなピーク流量の超過確率を求め、その関係から計画規模相当の確率流量を算定するという方法でございます。なお、2-1でも説明させていただいたとおり、利根川の基本高水の検証については国土交通省がみずから行っておりますが、学術的な評価を日本学術会議に依頼してございます。

続きまして29ページをごらんください。最後の論点となりますが、2-4としまして、近年60年間の実績流量を用いて確率計算を行うと17,000m³/sは過大であるというご意見についていただいております。これに対する見解としましては、今回の目標流量17,000m³/sは、項目番号2-1で述べた方法により求めております。なお、基準地点八斗島上流域の時間雨量データが入手できた昭和11年以降のデータを用いて、八斗島地点について年最大流量標本による流量確率の試算等を行った場合、統計期間が昭和11年から平成19年の72カ年とした場合には、200分の1の超過確率の流量は18,402m³/sから26,817m³/sと推定され、これについては社会資本整備審議会の資料として公表してございます。また、今回お示ししている80分の1年超過確率の流量についても72カ年として同様に試算してみますと、14,879m³/sから19,855m³/sという結果になってございます。

なお、次の30ページには年最大流量の経年変化のグラフを掲載させていただいております。また31ページには基準地点八斗島の流量確率計算結果図をお示ししてございます。詳細な計算条件については公表されておりますので、そちらをごらんいただければと思います。以上、議事次第4に関する説明でございます。

○河川調査官

私どもが用意した資料は以上でございますが、1点事務局から訂正をお願いしたいと思います。資料ではございませんが、資料の頭に資料目録という1枚紙をお配りしているかと思っております。その中で、補足資料、基準地点八斗島における年最大流量標本によるという資料が配っているように記述してございますが、本日、この資料は配ってございませんので、この補足資料の項目につきましては、申しわけございませんが、削除ということによりお願いしたいと思います。

ちなみに、こちらの補足資料は資料2-3のほうにすべて統合してございますので、その関係で今回は改めて独立してお示ししていないというものでございます。

◆討議

○河川調査官

それでは、ただいまから討議に入りたいと思います。何かございましたら挙手の上、お手元のマイクのスイッチを押していただいて、所属とお名前の後にご発言をいただければと思います。どなたかいかがでしょうか。では、順にこちらからご指名をさせていただいてもよろしいですか。席順ということで、茨城県さん、いかがでしょうか。

○茨城県土木部長代理

茨城県の宇野でございます。説明ありがとうございます。計画流量についてでございますが、首都圏の重要度を冒頭の資料でも説明されております。それを見ますと、70分の1から80分1で設定するというのは妥当じゃないかなと考えます。それから、茨城県においては、たびたび戦後も利根川のバックの影響で支川の小貝川が破堤しております。また、利根川の下流においては無堤地区があるということもございます。このため、20年から30年で実施可能な整備計画を早急に策定していただきまして、実際の整備を行っていただきたいというのが私どもの考えでございます。したがって、お示しされた資料については妥当であると考えております。

以上です。

○河川調査官

ありがとうございます。それでは、栃木県さん、お願いいたします。

○栃木県土木整備部長代理

栃木県の福田でございますけれども、まず治水安全度の件につきましては、利根川の想定氾濫区域は全国の他の河川流域に比べて非常に人口、あるいは資産が集中している。また、本県でも足利市、あるいは栃木市の一部も想定氾濫区域が含まれておりますので、今後20年あるいは30年の目指す安全度、今回国が示していただきました70分の1から80分の1の確率は妥当であると考えております。もう1点、目標流量についてですけれども、これもその確率に相当する流量として八斗島で約17,000m³/s、今回国から示されたわけでありまして、国において使用しますデータ、あるいはそういうものを詳細に点検しまして、適正な計算手法で算出されたものであるとここに確信しておりますので、異存はございません。それからもう1点、これから今後施設計画に入るわけでございますけれども、特に利根川流域へ行きますと、自治体がいろいろまたがっております。上下流、あるいは左右のバランスに十分配慮した計画になるようお願いをしたいと思いますし、早急に策定をしていただきたいと思っております。

○河川調査官

ありがとうございます。それでは、群馬県さん、お願いいたします。

○群馬県土木整備部長代理

群馬県です。群馬県としましては、県土の安全・安心向上という意味で、利根川水系の基本方針で22,000m³/sというのが示されておりますけれども、利根川の上流域、中流域で早期に高い治水安全度確保を望んでいるということですが、これから具体的な施設整備の詳細が示されると思うんですが、八ッ場ダムの検証の結果で施設等示されておりますので、今後20年あるいは30年、そういう期間で今まで検討された内容を前提とすれば、今回検討される計画で目標流量を17,000m³/sというふうにして検討

していくことについては、予算とか工期を考慮するとやむを得ないだろうなと考えております。ぜひ計画あるいは整備を進めていただきたいと思います。以上です。

○河川調査官

ありがとうございます。では、埼玉県さん、お願いいたします。

○埼玉県県土整備部長

埼玉県の岩崎でございます。河川整備計画の目標についてでございますけれども、直轄管理区間の河川整備計画におきましては、戦後最大の洪水を安全に流下させることを目標に流量を設定していることが多いということです。このため、利根川におきましては、昭和22年9月のカスリーン台風が戦後最大となっておりますので、直轄管理区間の一般的な考え方によれば、カスリーン台風並みの整備が必要ではないかと考えております。

本県の昭和22年9月のカスリーン台風の決壊箇所が決壊口跡の碑というものがございまして、この災害を教訓とし、治水をおろそかにしないことを後世に伝えております。こうした災害を想定して対策を講じることは、まさしく先人の皆さんに対する我々の責務であると考えております。今後20年から30年で実現可能な利根川の整備水準が年超過確率70分の1から80分の1、流量にして17,000m³/sということであるとすれば、河川整備計画の目指す安全の水準はやむを得ないところであろうかと思っております。

まずはハツ場ダムの完成も含めまして、今回策定する河川整備計画を一日も早く実現し、さらにその先の整備をよろしくお願ひしたいと思います。そのためにも河川整備計画をスピードアップして策定していただくようお願いいたします。以上でございます。

○河川調査官

ありがとうございました。では、千葉県さん、お願いいたします。

○千葉県県土整備部長代理

千葉県の渡邊です。ご存じのように、千葉県は利根川及び江戸川の最下流部に位置しております。地形的にも低平地が多いことから、これらの河川改修というものは県民の安全を確保する上で大変重要なものと考えております。近年では気候変動の影響等によりまして、治水安全度の低下を懸念する声の高まりがございまして、河川整備基本方針で定められた計画高水流量を目標に、可能な限りの施策を推進していただきたいと思いますという思いはございますけれども、河川整備計画の目標流量としては、今後20年から30年間で実現可能なものが示されたと理解しております。つきましては、下流部に位置しております本県を含めて、沿川の治水安全度の向上に向けて具体的な整備内容を検討し、お示ししていただきたい。あわせて、計画の策定につきましては、今後ともスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○河川調査官

ありがとうございます。それでは、東京都さん、お願いいたします。

○東京都建設局長代理

東京都河川部長邊見でございます。今後20年から30年間に目指す安全の水準についてですけれども、資料にもありますように、流域沿川の人口・資産の集積状況などを鑑みまして、ご提案の考え方で都として特段の異存はございません。なお、ほかの県からもありましたように、今後、ぜひ早期に河川整備計画を策定して、流域の治水安全度の向上に向けまして治水対策を着実に進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○河川調査官

ありがとうございました。それでは、整備局からお答えできる部分を答えさせていただきたいと思います。まず、今回お示した年超過確率70分の1から80分の1に相当する部分でございますけれども、17,000m³/sを河川整備計画の治水対策に係る目標流量にしたいという考えに一定程度ご理解いただきましてありがとうございます。

利根川・江戸川の河川整備計画ですが、今後の施設整備も含めたという部分をいくつかご意見をいただきましたが、整備計画につきましては治水対策に係る目標流量を設定した上で、その目標流量に対する具体的な施設計画を含む案を提示するなどして、1都5県の皆様と認識を深めつつ進めてまいりたいと考えてございます。また、今後のスケジュールは早くというご指摘もいただきましたが、具体的なスケジュールにつきましては現段階では未定でございますが、河川整備計画を早急に策定できるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくご願ひ申し上げたいと思います。事務局からお答えできる部分は以上かと思いますが、そのほかに何か、あるいは追加で何かあればいただきたいと思います。よろしいですか。

◆閉会

○河川調査官

それでは、貴重なご討議まことにありがとうございました。これをもちまして利根川・江戸川河川整備計画関係都県会議を閉会させていただきます。本日はまことにありがとうございました。

— 了 —